



子育て世帯生活支援特別給付金 のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響で、生活に困っている子育て世帯を支援するため給付金の支給を実施しています。

1. 支給対象者

①②の両方に当てはまる方(※今年度、ひとり親世帯向けの給付金を受け取った方を除く)

2021年3月31日時点で

- ① 18歳未満の児童(障害児の場合、20歳未満)
を育てている父母など

(※2022年2月末までに生まれた子どもも対象になります。)

- ② { ■2021年度市民税が非課税(※)の方
または
■2021年1月1日以降の収入が新型コロナウイルス感染症の影響で激減し、市民税非課税相当の収入となった方

(※)市民税が非課税かどうかの確認は税務課(市役所1階③番窓口)でしてください。

2. もらえる金額

児童 1 人 当 たり 5 万 円

■給付金をもらうには、申請がいない場合という場合があります。
必ず裏の申請方法を見てください。

* お問い合わせは、下記までお電話ください。

■犬山市役所子ども未来課(市役所1階⑦番窓口)

0568-44-0323(直通) (受付時間: 平日 8:30~17:15)

※第1・3火曜日は 19:00 まで



3.申請方法

I. 2021年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で市民税非課税の方

- ▶ 給付金は、**申請をしなくてももらえます**。
- ▶ 2021年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。

【ご注意ください】

- ※ 給付金の支給を希望しない場合は、受給拒否届出書を返送してください。
- ※ 児童手当または特別児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

II. 上記以外の方(例.高校生のみ育てている方、収入が激減した方)

- ▶ 給付金をもらうには、**申請が必要**です。
- ▶ 申請書に振込先口座などを書いて、必要な物と一緒に子ども未来課(市役所1階⑦番窓口)に直接出してください。
- ▶ 申請内容を確認して、指定した口座に振り込みます。
- ▶ 必要な物
 - ・給付金をもらう人の本人確認書類(運転免許証やマイナンバーカードなど)
 - ・給付金をもらう人の名前の通帳
 - ・申請者と配偶者の2021年1月以降で一番の給与が減った時の給与明細書など収入がわかる書類
 - ・申請者と配偶者の2021年中の公的年金額がわかる書類(年金決定通知書、年金額改定通知書など)
※障害年金や遺族年金などは対象外です。
 - ・申請者と配偶者の事業収入や不動産収入がわかる書類(帳簿など)
※申請者と児童が別居している場合や申請者が実親以外の養育者である場合、住民票や戸籍抄本などが必要になります。



「子育て世帯生活支援特別給付金」の

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省(の職員)などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署や警察相談専用電話(#9110)、犬山市役所にご連絡ください。